

平成18年11月20日

各位

会社名 株式会社 コ ア
代表者名 代表取締役社長 井手 祥 司
(コード番号: 2359 東証第一部)
問い合わせ先 人事部 長 大嶋 康 弘
電話番号 03-3795-5111

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

平成18年11月20日開催の当社取締役会において、当社第37期定時株主総会で承認されましたストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役4名、監査役5名、執行役員11名および従業員621名、当社連結子会社の取締役、監査役および従業員149名、合計790名

- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式189,900株

- (3) 新株予約権の総数

1,899個（新株予約権1個につき当社普通株式100株）

- (4) 新株予約権の払込金額

無償とする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の株式会社東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成23年12月1日から平成26年11月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社および当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合であっても、取締役、監査役の任期満了等の正当な理由による退任、又は従業員の定年、会社都合等の正当な理由による退職の場合に限り、当該地位喪失の日後2年間を限度に権利を行使できる。

新株予約権の相続は認めない。

その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の償却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本件新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受けた者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、本件新株予約権を無償で消却することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権の割当日

平成18年12月1日

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成18年5月15日

(2) 定時株主総会の決議日 平成18年6月23日

以上